

令和元年度
包括外部監査結果報告書
【概要版】

<テーマ>

健康福祉部（福祉部長所管）が所管する事業に
関する財務事務の執行及び事業管理並びに
出資団体の経営管理について

兵庫県包括外部監査人
公認会計士 北本 敏

目次

第1章	包括外部監査の概要	3
1.	外部監査の種類	3
2.	選定した特定の事件（テーマ）	3
3.	事件を選定した理由	3
4.	監査の対象期間	4
5.	監査の対象事業及び出資団体	4
6.	監査の方法	5
(1)	監査の要点	5
(2)	実施した主な監査手続	5
7.	監査の実施期間	6
8.	包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	6
9.	利害関係の有無	6
第2章	監査の結果及び意見	7
1.	総論	7
(1)	報告書の構成について	7
(2)	指摘及び意見の一覧	7
2.	監査対象の事業及び出資団体の一覧	10
(1)	監査対象事業の一覧	10
(2)	監査対象出資団体の一覧	11
3.	健康福祉部が所管する事業（21事業）に関する監査の結果	12
(1)	児童手当県費負担金	12
(2)	乳幼児等医療費助成事業	12
(3)	こども医療費助成事業	12
(4)	ひょうご保育料軽減事業	13
(5)	保育所緊急整備事業費補助	13
(6)	認定こども園整備事業	14
(7)	保育定員弾力化緊急支援事業	18
(8)	子どものための教育・保育給付事業	18
(9)	重度障害者医療費助成事業	19
(10)	障害者福祉施設整備補助	19
(11)	障害者自立支援給付費県負担金（施設系）	20
(12)	障害者自立支援給付費県負担金（居宅系）	20
(13)	高齢期移行助成事業	20
(14)	地域介護拠点整備補助事業	20

(15) 高齢者福祉施設等施設整備費補助事業	22
(16) 軽費老人ホーム運営費補助事業	23
(17) 介護給付費県費負担金	24
(18) 生活保護事業	24
(19) 母子家庭等医療費給付事業	26
(20) 民間社会福祉施設運営支援事業	27
(21) 国民健康保険保険基盤安定負担金事業	30
(22) その他	30
4. 健康福祉部が所管する出資団体（2出資団体）に関する監査の結果	33
(1) 兵庫県社会福祉事業団	33
(2) 兵庫県社会福祉協議会	33
第3章 総合意見	36
1. 監査の視点	36
2. 監査結果のまとめ	37
(1) 施設整備事業予算の執行状況について	37
(2) 保育士及び介護人材不足の対策について	38
(3) 施設整備における維持管理の観点について	39
(4) おわりに	40

- | |
|---|
| <p>1. 本報告書における数値の表示については、原則として切捨てになっている。
したがって、端数処理の関係上、合計数値とその内訳が一致しない場合がある。</p> <p>2. 本報告書における図表は、出典が個別に記載されている箇所を除き、兵庫県より提供された資料もしくは兵庫県ホームページをもとに作成している。</p> |
|---|

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

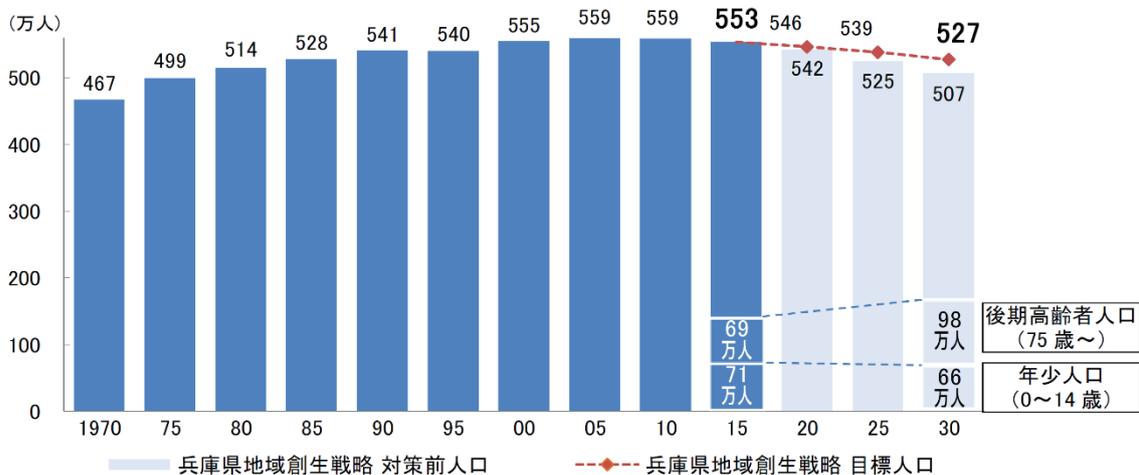
2. 選定した特定の事件（テーマ）

健康福祉部（福祉部長所管）が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業管理並びに出資団体の経営管理について

3. 事件を選定した理由

今、日本は本格的な人口減少社会を迎え、あわせて急速なペースで少子高齢化が進んでおり、兵庫県の人口も、平成 21 年の 560 万人をピークに減少局面を迎えた。今後の人口の見通しは、「兵庫県地域創生戦略」に基づく人口対策が効果を上げた場合でも、平成 27 年から令和 12 年にかけて 26 万人減少し、527 万人となる見込みである。このうち、生産年齢人口（15～64 歳）は、出生数の大幅な減少により、328 万人から 302 万人まで減ると推計されている。一方、75 歳以上人口は団塊世代の移行により令和 12 年までに 30 万人の大幅な増加見込みである。

< 県内総人口の推移 >



これにより、今後、労働力の不足、医療・介護需要の増大、現役世代の経済的負担の増加など、社会や県民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

兵庫県は県民主役・地域主導の下で、兵庫が目指すべき社会像とその実現方向を描いた指針として、平成 13 年 2 月に「21 世紀兵庫長期ビジョン」を、平成 23 年 12 月に全県ビジョンの改訂版である「21 世紀兵庫長期ビジョンー2040 年への協働戦略」を策定している。この長期ビジョンの下、明るい少子高齢社会の実現に向けた、住民、地域団体、福祉関係者、

企業、行政などの行動指針となるよう、高齢者、障害のある人、子ども・若者・子育て世代の人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会の担い手として活躍できる取組方向を示した総合福祉ビジョン「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」を平成24年3月に策定した。

その実現に向けた基本戦略として、①高齢者が社会の中で活躍を続け、安心して暮らせる社会づくり、②障害のある人が、社会のあらゆる分野で活躍できる社会づくり、③地域ぐるみの少子対策・子育て支援、④すべての人が参加し、ともに支え合うことを通じた地域の活性化、の4つの柱を掲げている。

兵庫県では健康福祉部を中心に、このビジョンに基づき「こども政策」、「障害者政策」、「高齢者政策」、「社会福祉政策」の4分野にわたる多くの事業を遂行しているが、人口が減少局面に入っている県の厳しい財政状況の下で、多額の財政負担を強いる各事業が効果的かつ効率的に管理・運営がなされることは重要な課題である。

具体的には、健康福祉部（福祉部長所管）の事業推進に当たり、所管事業について適切な財務事務の執行や効率的・効果的な事業管理が行われているかについて検討するとともに、出資団体については平成26年度に実施した包括外部監査の結果に係る措置結果の状況を確認することにより出資団体が適切に経営管理され、効率的・効果的な運営が行われていることを確認することとした。

4. 監査の対象期間

平成30年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とした。

5. 監査の対象事業及び出資団体

健康福祉部（福祉部長所管）の事業を「こども政策」、「障害者政策」、「高齢者政策」、「社会福祉政策」の4分野に区分し、それぞれの分野において包括外部監査人が、事業における県の主体性や予算額等を勘案し主要な事業と判断した事業を対象とした。また、対象事業の監査を実施するなかで発見した事項についても監査の結果及び意見に記載している。

出資団体については、平成26年度に実施した包括外部監査の対象となった2団体を対象とした。

なお、具体的な監査対象事業は以下のとおりである。

<令和元年度包括外部監査対象事業一覧>

番号	分野	制度名	所管課
1	こども政策	児童手当県費負担金	児童課
2	こども政策	乳幼児等医療費助成事業	国保医療課
3	こども政策	こども医療費助成事業	国保医療課
4	こども政策	ひょうご保育料軽減事業	こども政策課
5	こども政策	保育所緊急整備事業費補助	こども政策課

6	こども政策	認定こども園整備事業	こども政策課
7	こども政策	保育定員弾力化緊急支援事業	こども政策課
8	こども政策	子どものための教育・保育給付事業	こども政策課
9	障害者政策	重度障害者医療費助成事業	国保医療課
10	障害者政策	障害者福祉施設整備補助	障害福祉課
11	障害者政策	障害者自立支援給付費県負担金（施設系）	障害福祉課
12	障害者政策	障害者自立支援給付費県負担金（居宅系）	障害福祉課
13	高齢者政策	高齢期移行助成事業	国保医療課
14	高齢者政策	地域介護拠点整備補助事業	高齢政策課
15	高齢者政策	高齢者福祉施設等施設整備費補助事業	高齢政策課
16	高齢者政策	軽費老人ホーム運営費補助事業	高齢政策課
17	高齢者政策	介護給付費県費負担金	高齢政策課
18	社会福祉政策	生活保護費	生活支援課
19	社会福祉政策	母子家庭等医療費給付事業	国保医療課
20	社会福祉政策	民間社会福祉施設運営支援事業費	社会福祉課
21	社会福祉政策	国民健康保険保険基盤安定負担金	国保医療課

<令和元年度包括外部監査対象出資団体一覧>

番号	出資団体	所管課
1	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	社会福祉課
2	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	社会福祉課

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 委託金、補助金等は法令や規則、要綱等に準じ適切に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業の内容の検証がなされているか。
- ② 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- ③ 出資団体の経営管理は適切に行われているか。
- ④ 出資団体の事務の執行は法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

健康福祉部（福祉部長所管）が所管する事業及び出資団体を理解するため、福祉部長への対面での質問を行った。

事業に関する監査に当たっては、健康福祉部における各担当課の担当者への対面及び書面での質問並びに関連する資料の閲覧を実施するとともに、資料等から適宜サンプルを抽出し、法令等に準拠した事業運営が行われているかの検証を行った。

出資団体に関する監査に当たっては、出資団体の担当者への対面及び書面での質問並びに

関連する資料の閲覧を実施するとともに、必要に応じて出資団体に赴いて現場の視察を実施し、平成 26 年度に実施した包括外部監査の結果に係る措置結果の状況を確認した。

7. 監査の実施期間

自令和元年 7 月 1 日 至令和 2 年 1 月 31 日

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	公認会計士	北 本 敏
包括外部監査人補助者	公認会計士	黒 木 賢一郎
	公認会計士	山 田 岳
	公認会計士	高 橋 利 昌
	公認会計士	多 田 真
	公認会計士	川 中 敏 史
	公認会計士	三 添 卓 哉
	公認会計士	古 澤 裕 子
	会計士試験合格者	中 山 碧

9. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2章 監査の結果及び意見

1. 総論

(1) 報告書の構成について

「第1章6. (1) 監査の要点及び(2) 実施した主な監査手続」に記載した監査の結果として、「指摘」が3件及び「意見」が22件あった。なお、「指摘」と「意見」は、以下の観点から総合的に判断して区分している。

区分	判断基準
指摘	事務の執行において①関係法令、規則及び諸規程に違反と判断したもの、②3E(有効性・効率性・経済性)の観点から著しく合理性に欠けると認められ改善を求めるもの。
意見	3E(有効性・効率性・経済性)の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

(2) 指摘及び意見の一覧

No.	対象事業 又は出資団体	頁	重要度	指摘又は意見の内容
3. 健康福祉部が所管する事業				
意見 3-2-1	乳幼児等医療 費助成事業	12	○	有効な審査方法が継続して実施されるために、審査方法について文書によりルール化する必要がある。
意見 3-3-1	こども医療費 助成事業	12		
意見 3-9-1	重度障害者医 療費助成事業	19		
意見 3-13-1	高齢期移行助 成事業	20		
意見 3-19-1	母子家庭等医 療費給付事業	26		
意見 3-4-1	ひょうご保育 料軽減事業	13	○	少子化対策として多子家庭の増加は重要であり、競争力を強化して近隣他府県への流出を防止するためにも多子家庭への手厚いサポートが必要である。
意見 3-5-1	保育所緊急整 備事業費補助	13	○	予算に計上している事業について、中止及び延期となっている原因を確認したうえで、計画事業が適切に実施されるよう当初予算と執行額の乖離が小さくなるよう働きかけることが重要である。
意見 3-6-1	認定こども園 整備事業	14		
意見 3-14-1	地域介護拠点 整備補助事業	20		

No.	対象事業 又は出資団体	頁	重要度	指摘又は意見の内容
意見 3-15-1	高齢者福祉施設等施設整備費補助事業	22		
指摘 3-6-2	認定こども園整備事業	16	◎	耐震診断及び耐震改修を所有者の判断に委ねるだけでなく、定期的に状況を確認し、早急に保育施設の耐震性に対する不安が解消するよう兵庫県から積極的に働きかける必要がある。
意見 3-7-1	保育定員弾力化緊急支援事業	18	○	3年間限定の県単独の緊急支援事業であることから、市町や事業者にあまり負担を求めずに実施する方法も検討する必要がある。
意見 3-8-1	子どものための教育・保育給付事業	18	○	処遇改善等加算に係る県職員の認定事務量が膨大であり、また、県が認定事務を実施しているのであれば県の2次審査における客観性が十分ではないと思われる。したがって、認定事務作業は各市町に委任し、県は各市町が実施した1次審査結果に対して客観性をもって2次審査するという流れに変更すべきだと考えられる。
意見 3-10-1	障害者福祉施設整備補助	19	○	国による補助先の選定理由を把握することが業務の効率性に資すると考えられるため、国に対して情報提供を依頼し、選定理由を事業者と共有することが必要である。
意見 3-16-1	軽費老人ホーム運営費補助事業	23	○	現状の審査方法は主に前年度までの情報を重視した方法となっているため、長期にわたる集計誤りや不正な報告を発見できない可能性があるため、早期に発見可能な審査方法を構築することが望ましい。
意見 3-17-1	介護給付費県費負担金	24	○	介護給付費負担金実績報告書に対する査閲作業についての個人差を解消し、当該業務が効果的かつ効率的なものとするために、チェックリストの使用・保管に対する内部統制を整備する必要がある。
意見 3-18-1	生活保護事業	24	○	規程の厳格な運用により、回収困難な債務者とその他の債務者とを明確にすることで回収交渉の実効性と効率性を高め、回収額及び回収率を向上していくことが望まれる。
指摘 3-18-2	生活保護事業	25	◎	年金事務所との連携方法を工夫することにより、生活保護受給者を対象にした年金受給の有無やその額を県側が効率的に把握できる仕組みを構築し、年金収入者による不正受給の発生を防止すべきである。 なお、令和元年10月30日より本格運用開始された、マイナンバー制度における情報連携を活用し、生活保護受給者の年金

No.	対象事業 又は出資団体	頁	重要度	指摘又は意見の内容
				情報を把握することも有効な方法だと考えられる。
指摘3-20-1	民間社会福祉 施設運営支援 事業	27	◎	保育所が県へ提出した申請書に「経験年数」が空欄となっているものがあり、補助要件を満たしているかの判断を適切に実施できていない。県は申請者に対して申請書様式に従った記載を求めるとともに、申請者が「経験年数」についても要件を満たしていることを確かめる必要がある。
意見3-20-2	民間社会福祉 施設運営支援 事業	27	○	県に提出されている事業計画書等の資料では、保育従事者への処遇改善状況を確認することができないため、県は保育所等に交付金がどのように使用されているかの報告及び裏付け資料を求める等により処遇改善状況を確認するべきである。
意見3-20-3	民間社会福祉 施設運営支援 事業	27	○	県に提出されている事業計画書等の申請書類について、内容の根拠となる証憑の確認までは実施しておらず、補助金の不正受給が行われた場合に十分に発見できる仕組みとなっていないため、有効性と効率性を勘案した上で一部の施設を対象として根拠資料を確認する等、不正を発見可能な審査方法を構築する必要がある。
意見3-20-4	民間社会福祉 施設運営支援 事業	28	◎	保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の職場復帰が急務であり、処遇改善や勤務環境の改善への取組が必要である。
意見3-22-1	その他	30	◎	こども家庭センターの職員の増員を図ってきたものの、児童虐待対応件数が急増しており一人当たりの負担が増加しているため、各案件に十分な対応が出来るような体制とする必要がある。
意見3-22-2	その他	32	◎	兵庫県が所管する一時保護所は1ヶ所のみであり、また、十分な定員数が確保されていない。虐待された児童を安全に保護するために、県内の各地域に一時保護所（一時保護委託先）を確保する必要がある。
4. 健康福祉部が所管する出資団体				
意見4-2-1	社会福祉法人 兵庫県社会福 祉協議会	33	○	貸付金の原資である国庫補助金等特別積立金 191 億円のうち、貸付金制度として利用されているのは 84 億に留まっているため、今後、生活困窮者に対するセーフティーネットとして、より多くの必要な者に対して運用される必要がある。

2. 監査対象の事業及び出資団体の一覧

(1) 監査対象事業の一覧

< 包括外部監査対象事業一覧 >

(単位：百万円)

分野	番号	制度 主体	事業名	令和元年度予算 (内、国庫)	内容
こども 政策	1	国	児童手当県費負担金	12,884(-)	児童手当支給に係る県負担金
	2	県	乳幼児等医療費助成事業	3,273(-)	市町が支弁する乳幼児等医療費助成事業の助成に要する経費（対象：小学3年生までの乳幼児等）
	3	県	こども医療費助成事業	1,043(-)	市町が支弁するこども医療費助成事業の助成に要する経費（対象：小学4年生から中学3年生まで）
	4	県	ひょうご保育料軽減事業	469(-)	第2子、第3子以降の児童に対する保育料の軽減に要する経費
	5	国	保育所緊急整備事業費補助	1,083(-)	民間保育所の施設整備費の補助等
	6	国	認定こども園整備事業	768(600)	認定こども園の施設整備事業に要する経費の補助、認定こども園へ移行予定の幼稚園等の耐震化、施設・整備費等の補助
	7	県	保育定員弾力化緊急支援事業	20(-)	受入人数を拡大した民間認可保育所、民間認定こども園の保育用品購入費、保育士等の研修費用に対する補助
	8	国	子どものための教育・保育給付事業	24,417(-)	私立の幼稚園・認定こども園・保育所及び地域型保育事業所への給付に要する経費
障害者 施策	9	県	重度障害者医療費助成事業	5,196(-)	市町が支弁する重度障害者児医療費助成事業の助成に要する経費
	10	国	障害者福祉施設整備補助	1,541(1,027)	福祉法人等が行う障害者（児）福祉施設の整備（創設、改築、大規模修繕等）に要する経費
	11	国	障害者自立支援給付費県費負担金（施設系）	17,048(-)	障害福祉サービスのうち、生活介護、施設入所支援等、施設系サービスの支給に係る県負担分

分野	番号	制度主体	事業名	令和元年度予算 (内、国庫)	内容
	12	国	障害者自立支援給付費県費負担金(居宅系)	6,575(-)	障害福祉サービスのうち、居宅介護、共同生活援助等、居宅系サービスの支給に係る県負担分
高齢者政策	13	県	高齢期移行助成事業	272(-)	市町が支弁する高齢期移行助成事業の助成に要する経費
	14	国	地域介護拠点整備補助事業	4,634(-)	地域密着型施設等の整備費補助に要する経費
	15	県	高齢者福祉施設等施設整備費補助事業	1,652(-)	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等への施設整備費の補助に要する経費
	16	県	軽費老人ホーム運営費補助事業	912(-)	軽費老人ホーム運営費の一部を助成する経費
	17	国	介護給付費県費負担金	63,086(-)	介護給付費等の支給に要する県負担金
社会福祉政策	18	国	生活保護費	1,912(1,417)	生活保護(郡部)の実施に要する経費
	19	県	母子家庭等医療費給付事業	432(-)	市町が支弁する母子家庭等医療費給付事業の助成に要する経費等
	20	国	民間社会福祉施設運営支援事業	287(-)	民間の社会福祉施設への運営費補助
	21	国	国民健康保険保険基盤安定負担金	19,541(-)	低所得者に係る保険料(税)軽減額に対し、公費による負担を行うための経費

(2) 監査対象出資団体の一覧

<包括外部監査対象出資団体一覧>

番号	出資団体	事業内容
1	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	兵庫県が設置したりハビリ専門病院などの指定管理施設や兵庫県から移管を受けた特別養護老人ホームや障害者支援施設などの自主運営施設、さらには、事業団が設置した多機能型事業所やグループホームなど、県下63か所で93施設を運営している。
2	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	兵庫県における地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成や研修、経営に関する指導及び助言、市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整等に取り組んでいる。

3. 健康福祉部が所管する事業（21 事業）に関する監査の結果

(1) 児童手当県費負担金

特に記載すべき事項はない。

(2) 乳幼児等医療費助成事業

① 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見 3-2-1】（報告書 37 頁）

乳幼児等医療費助成事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1 人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当で均質的な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者が変更した場合や、複数の担当で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある

(3) こども医療費助成事業

① 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見 3-3-1】（報告書 39 頁）

こども医療費助成事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1 人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当で均質的な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者が変更した場合や、複数の担当で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(4) ひょうご保育料軽減事業

① 補助基準額について【意見 3-4-1】(報告書 44 頁)

令和元年 10 月 1 日以降、3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化(0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象)されることから、これによる県負担額の減少分を財源として無償化の対象外となる住民税課税世帯の 0~2 歳に対する支援を拡充し、ひょうご保育料軽減事業による兵庫県の保育料の補助基準額を、従前の第 2 子 6,000 円、第 3 子以降 7,000 円から、第 2 子以降 15,000 円に改訂している。

この令和元年 10 月 1 日以降の補助基準額 15,000 円の算定根拠としては、兵庫県における保育料の概算平均 30,000 円の半額を根拠としているが、国の保育料の負担軽減措置は、第 2 子半額、第 3 子以降は無料であり、ひょうご保育料軽減事業が国の制度の補完的な位置付けであるとするならば、国の負担軽減措置と整合させて第 3 子以降は全額を補助することも検討すべきである。兵庫県において、少子化対策として多子家庭の増加は重要であり、競争力を強化して近隣他府県への流出を防止するためにも多子家庭への手厚いサポートが必要である。

(5) 保育所緊急整備事業費補助

① 当初予算と執行額との乖離について【意見 3-5-1】(報告書 47 頁)

過去から継続して当初予算と執行額に大きな乖離が生じており、当初予算時に見込まれていた計画が延期されたり中止されたりした結果、補正予算により大きく減額されることが継続している。これは県としては待機児童解消に向けて保育所の定数の拡大を推奨し、予算不足により施設建築に支障が生じることを防ぐため、当初予算としては各市町において計画が存在する事業についてはすべて予算計上していることが要因である。

特定財源のため実績が当初予算を大きく下回ることについて他事業の予算への影響はないとのことであるが、待機児童の解消や子どもを安心して育てることができるような体制整備を目指し予算に計上している事業について、中止及び延期となっている原因を確認したうえで、公募事業については公募を実施する市町への指導・助言の引き続きの実施により計画事業が適切に実施されるよう当初予算と執行額の乖離が小さくなるよう働きかけることが重要である。また、予算として公募している施設についても、現時点の需要のみで建設を進めた場合は将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の少子化や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要があるかどうかについても検証した上で、予算をより精緻なものとする必要がある。

<平成30年度 保育所緊急整備事業（安心こども基金）予算>

【当初予算】

【2月補正】

市町名	整備区分	施設名	所要額 (百万円)	定数増 (人)	施設名	所要額 (百万円)	H30 定数増 (人)	H31 定数増 (人)	変更事由等
神戸市	創設	(公募予定)	145	60	A	1	0	60	1ヶ年→2ヶ年事業に変更
	創設	(公募予定)	145	60	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	創設	(公募予定)	145	60	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	創設	(公募予定)	145	60	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	創設	(公募予定)	177	90	B	182	90	-	
	大規模修繕	(募集予定)	6	0	C	6	0	-	
	大規模修繕	(募集予定)	6	0	D	6	0	-	
	大規模修繕	(募集予定)	6	0	E	6	0	-	
	大規模修繕	(募集予定)	6	0	F	6	0	-	
	大規模修繕	-	-	-	G	12	-	-	新規
尼崎市	増改築	(募集予定)	111	10	-	-	-	-	交付金へ移行※
	大規模修繕	(募集予定)	20	0	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	大規模修繕	(募集予定)	20	0	-	-	-	-	交付金へ移行※
	増改築	(募集予定)	178	10	-	-	-	-	交付金へ移行※
	大規模修繕	(募集予定)	20	0	-	-	-	-	応募見込みないため中止
西宮市	創設	(募集予定)	158	100	H	164	100	-	
	創設	(募集予定)	186	120	I	192	120	-	
	創設	(募集予定)	158	100	J	92	-	90	
	創設	(募集予定)	116	50	-	-	-	-	応募見込みないため中止
	創設	(募集予定)	142	60	-	-	-	-	応募見込みないため中止
伊丹市	創設	(募集予定)	145	60	K	78	20	0	
宝塚市	創設	-	-	-	L	152	90	0	交付金から移行※
	創設	-	-	-	M	10	0	120	交付金から移行※
	創設	-	-	-	N	60	0	120	新規
播磨町	創設	(募集予定)	110	75	-	-	-	-	応募見込みないため中止
市川町	増改築	-	-	-	O	98	27	0	交付金から移行※
		21か所	2,153	915	15か所	1,071	447	390	

※「交付金へ移行」及び「交付金から移行」については、安心こども基金を財源とするか、交付金を財源とするかの違いであり、保育所緊急整備事業として同一である。

(6) 認定こども園整備事業

① 当初予算と執行額との乖離について【意見3-6-1】(報告書51頁)

過去から継続して当初予算と執行額に大きな乖離が生じており、当初予算時に見込まれていた計画が延期されたり中止されたりした結果、補正予算により大きく減額されることが継続している。これは県としては待機児童解消に向けて保育所の定数の拡大を推奨し、予算不足により施設建築に支障が生じることを防ぐため、当初予算としては各市町において計画が存在する事業についてはすべて予算計上していることが要因である。

特定財源のため実績が当初予算を大きく下回ることについて他事業の予算への影響はないとのことであるが、待機児童の解消や子どもを安心して育てることができるような体制整備を目指し予算に計上している事業について、中止及び延期となっている原因を確認したうえで、公募事業については公募を実施する市町への指導・助言の引き続きの実施により計画事業が適切に実施されるよう県としてサポートすることが重要である。また、予算として公募している施設についても、現時点の需要のみで建設を進めた場合は将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の少子化や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要があるかどうかについても検証した上で、予算をより精緻なものとする必要がある。

<平成30年度 認定こども園整備事業 予算額及び決算額一覧>

(単位：千円)

類型	市町	施設数	H30年度 当初予算 (A)	施設数	H30年度 決算 (B)		H30年度 (B-A)	変更事由等	
					交付金	基金			
幼保連携型	神戸市	21	328,536	1	2,684	2,684	-	△325,852	内、△16施設：事業の延期 内、△4施設：事業の中止 内、1施設：2ヶ年事業に変更
	明石市	5	183,360	2	39,177	39,177	-	△144,183	内、△1施設：事業の延期 内、△2施設：事業の中止 内、+1施設：新規案件 内、△1施設：計画変更、他
	西宮市	4	261,229	2	15,042	15,042	-	△246,187	内、△2施設：事業の中止 内、2施設：事業費の精査
	芦屋市	1	109,788	0	-	-	-	△109,788	事業の延期
	相生市	1	4,811	1	5,557	5,557	-	+746	事業費の精査
	高砂市	1	33,216	1	31,722	31,722	-	△1,494	事業費の精査
	川西市	3	23,914	2	8,548	8,548	-	△15,366	内、2施設：事業費の精査 内、△1施設：計画変更
	小野市	1	21,000	0	-	-	-	△21,000	事業の延期
	加西市	1	3,613	1	447	447	-	△3,166	計画変更
	養父市	-	-	1	864	864	-	+864	新規案件
	丹波市	1	36,814	2	57,475	57,475	-	+20,661	内、1施設：事業費の精査 内、+1施設：新規案件
	加東市	1	22,000	0	-	-	-	△22,000	事業の延期
	たつの市	3	39,263	3	39,019	39,019	-	△244	事業費の精査、計画変更
	小計	43	1,067,544	16	200,535	200,535	-	△867,009	
その他	神戸市	5	4,500	-	-	-	-	△4,500	新規案件
	姫路市	2	679	2	663	663	-	△16	内、1施設：事業費の精査 内、+1施設：新規案件
	明石市	-	-	1	1,760	1,760	-	+1,760	事業の延期
	市川町	1	13,203	1	10,472	-	10,472	△2,731	事業費の精査、計画変更
	小計	8	18,382	4	12,895	2,423	10,472	△5,487	
		51	1,085,926	20	213,430	202,958	10,472	△872,496	

② 耐震改修状況について【指摘 3-6-2】（報告書 53 頁）

兵庫県の子育て支援施設の耐震改修状況について、平成 29 年 3 月 31 日時点において、子育て支援施設 802 棟のうち、新耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建築された施設は 244 棟（30.4%）であり、耐震診断により要改修と判定されたものの改修未完了の施設が 7 棟、耐震診断未実施の施設のうち改修未完了の施設が 112 棟（14.0%）となっている。

<兵庫県 社会福祉施設の耐震改修状況調査>

（平成29年3月31日時点）

施設種別 棟数	保育所	幼保連携型 認定こども園	小規模 保育事務所	へき地 保育所	認可外 保育施設	合計
昭和 57 年以降に建築された棟数	276	169	22	1	90	558
昭和 56 年以前に建築された棟数	183	37	5	1	18	244
耐震診断実施済	101	20	1	0	4	126
改修不要	58	12	1	0	2	73
要改修	43	8	0	0	2	53
改修済	38	7	0	0	1	46
改修未完了	5	1	0	0	1	7
耐震診断未実施	82	17	4	1	14	118
改修済	4	1	0	0	1	6
改修未完了	78	16	4	1	13	112
合計	459	206	27	2	108	802

下表のとおり、平成7年の阪神・淡路大震災においては、死者数の大部分が建物等の倒壊が原因であり、特に新耐震基準導入前に建築された住宅・建築物に大きな被害が発生している。したがって、子どもを預かる子育て支援施設が耐震基準を満たすことは必須であり、また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」に基づく国の基本方針において、多数の者が利用する建築物の耐震化について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とすることを目標としている。

阪神・淡路大震災発生から25年経過し、新耐震基準導入前の施設の耐震性がさらに懸念される状況において、耐震診断さえも未実施である子育て支援施設が数多く存在することは問題である。耐震改修については建築物の所有者の努力義務であり、子育て支援施設の管理監督責任は一義的には市町にあるとなっているが、当該事業において兵庫県は子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を図るという事業目的を掲げていることから、耐震診断及び耐震改修を所有者の判断に委ねるだけでなく、定期的に状況を確認し、早急に子育て支援施設の耐震性に対する不安が解消するよう兵庫県から積極的に働きかける必要がある。

< 阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害 >

死亡者の死因

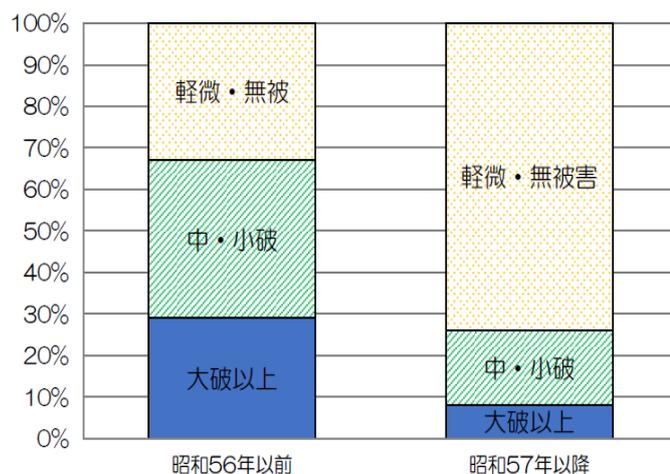
死因	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷したい)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

※平成7年度版「警察白書」より(平成7年4月24日現在)警察庁調べ

※消防庁：阪神・淡路大震災について(確定報、平成18年5月19日)による

死者数は6,434名、全壊住家数は約10万5千戸

建築年数別の被害状況(建築物)



(出典) 平成7年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

(7) 保育定員弾力化緊急支援事業

① 保育定員弾力化緊急支援事業の実施状況について【意見 3-7-1】（報告書 56 頁）

保育定員弾力化緊急支援事業は待機児童解消のための受け皿確保として受入人員拡大を目標に掲げて、県の単独事業として平成30年度から開始した。平成30年度予算では100施設500人（20,000千円）を見込んでいたが、実績では4施設34.7人（518千円）となり、令和元年度においても、実施見込み調査（令和元年6月末実施）における実績見込みは1市のみであり、当該事業は効果的に運用できていない。一方で、現在は待機児童が発生している状況であるが、今後も保育施設を増やし続けると、将来的には少子化に伴い設備数が過剰となることが考えられるため、既存の保育施設の余力を活用することは重要であり、当該事業は有効であると考えられる。

当初予算と実績の差異要因として、各保育施設が既に定員を超えて子どもを受け入れていることや市町での予算化が挙げられるが、県の単独事業であるにもかかわらず、負担割合は県1/3、市町1/3、事業者1/3と、市町や事業者にも同等に負担を求めているため事前の調整が必要となり、すぐには活用しにくい制度となっている。当該事業は継続的に発生する費用ではなく、児童の受入人員の拡大（2人以上）を行う場合に要する初期費用の補助として、3年間限定の県単独の緊急支援事業であることから、市町や事業者にあまり負担を求めずに実施することも検討される必要があったと考えられる。

(8) 子どものための教育・保育給付事業

① 処遇改善等加算の認定事務について【意見 3-8-1】（報告書 62 頁）

現在、処遇改善等加算の認定手続きは、各市町で管内施設・事業者からの申請をとりまとめて1次審査を実施し、各市町審査後の申請書類を県にて2次審査し認定（政令・中核市は各市で認定）している。認定対象となる施設数は平成30年度において370施設と多数に及び、さらに、算出方法は細かく定められているため、県職員の処遇改善等加算Ⅰ及びⅡに係る認定事務量が膨大である。その認定作業は煩雑であるにもかかわらず、教育・保育施設の実態を把握しているのは各市町であり、県の作業は主に形式面の確認となっており有効的・効率的ではなく、また、県が認定事務を実施しているのであれば、県の2次審査における客観性が十分ではないと思われる。

したがって、他の国の制度に基づく事業と同様に、当該事業の認定事務作業は各市町に委任し、県は各市町が実施した1次審査結果に対して客観性をもって2次審査するという流れに変更すべきだと考えられる。

(9) 重度障害者医療費助成事業

① 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見 3-9-1】(報告書 65 頁)

重度障害者医療費助成事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当で均質的な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者変更した場合や、複数の担当で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(10) 障害者福祉施設整備補助

① 補助金内示の選定理由の開示について【意見 3-10-1】(報告書 68 頁)

障害者福祉施設整備補助の補助先及び補助金額の最終決定権限は国にあり、兵庫県では各事業者からの補助金申請書を、とりまとめて国に提出している。各事業者の補助金申請書は国による選定審査を経て、最終的に補助の可否及びその金額が決定されるが、その選定理由について国から県又は事業者に対して具体的な情報提供が行われていない。そのため、県としては申請先のうち、どの程度が補助を受けることができるかどうかについて見込みを立てるのが難しいことから、下表のとおり予算額と決算額の間乖離が生じている。

<最近3年間の当初予算額と決算額の状況>

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	662,562	1,252,869	1,174,750
決算額	31,728	49,567	23,563
乖離額	630,834	1,203,302	1,151,187

また、申請書の作成及び提出には事業者も県も相当の準備が必要であることから、申請書を作成及び提出した事業者が補助を受けることができなかった場合の負担は大きく、選定の理由を把握できれば、その内容を吟味することで補助を受けることができなかった事業者が次年度に更なる申請を行うか否かの判断の助けとなる。

さらに、県の予算策定においても、選定理由を把握することで、次年度に国から補助を受ける可能性のある事業者を見極め、予算の精度を向上させることも可能であると考

えられる。

以上から、県として国による補助先の選定理由を把握することが業務の効率性に資すると考えられることから、国に対して情報提供を依頼し、選定理由を事業者と共有することが必要である。

(11) 障害者自立支援給付費県負担金（施設系）

特に記載すべき事項はない。

(12) 障害者自立支援給付費県負担金（居宅系）

特に記載すべき事項はない。

(13) 高齢期移行助成事業

① 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見 3-13-1】（報告書 77 頁）

高齢期移行助成事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1 人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されておらず各担当者で均質な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者変更した場合や、複数の担当者で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(14) 地域介護拠点整備補助事業

① 当初予算と決算額との乖離について【意見 3-14-1】（報告書 83 頁）

地域介護拠点整備補助事業は下表のとおり、過去3年以上にわたり当初予算額と最終的な決算額に大きな乖離が生じている。

<最近3年間の当初予算額と決算額の状況>

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	6,569,541	4,731,897	4,557,202
決算額	1,644,923	2,009,715	1,799,637
乖離額	4,924,618	2,722,182	2,757,565

適切な予算の策定は目標の設定及びその目標に向けた具体的な計画を設定する上で重要であるとともに、対象年度が終了した後には予算と決算額の乖離を比較分析することにより、翌年度からの取組に向けた有用な情報を得ることができると考えられる。地域介護拠点整備補助事業において決算額が当初予算額を下回っている主な要因は、公募における応募者不足や工期の遅れ等により当初予算時に見込まれていた整備計画が延期や中止となったためであるが、通常、予算額と最終的な決算額にこのように大きな乖離が生じている状況では予算管理を適切に行うことは極めて困難であると言える。そのため、少子高齢局高齢政策課はより実態を反映した予算を策定するために、予算積算内訳の案件ごとに実情を聴取する等により、その実現可能性をより慎重に見積もったうえで、予算の積算をするべきである。

少子高齢局高齢政策課によると、当該事業の目的は介護保険事業支援計画に基づき施設整備を行っていくことであり、必要整備数を確保するためには、県としては整備計画に対する予算の十分な確保が必要と考えている。また、当該事業の財源は、県一般財源から切り離された医療介護推進基金であることから、予算額と決算額との乖離が生じたとしてもその他の県一般財源を予算とする事業に及ぼす影響がない。そのため、当初予算額については、以下の要因等により乖離が生じているものの、県としては、予算不足により介護保険事業支援計画に基づいた円滑な施設整備が滞ることが無いように策定している。

- (i) 当初予算の編成作業は、前年度の秋頃から開始しており、円滑に施設整備を進めるために、その時点において計画のある整備案件については当初予算で計上している。
- (ii) 当初予算編成後における事業計画の遅れ等は予測不可能であるため、市町による公募不調等で事業が延期又は中止となり、事業計画の遅れが発生した整備案件については2月補正予算で減額補正しており、補正予算と決算額には大きな乖離は生じていない。
- (iii) 翌年度繰越分については、工事の進捗の遅れに伴うものであり、当該年度内の執行はできていないものの、次年度以降に執行している。

もし、介護保険事業支援計画に基づいた施設整備のために、計画のある整備案件に対して予算不足となることが無いように全額当初予算として計上することが必要なのであれば、それぞれの整備案件が計画どおり実行されるためにより一層、県として働きかけることで決算額と予算額の乖離を縮小することに取り組む必要があると考える。そのためには、案件ごとに中止及び延期となっている原因を確認及び分析し、例えば公募不調が原因であるならば、今後は応募者がより応募しやすい環境づくりに取り組むことや、応募可能性がある事業体に対して個別に働きかけを行う等のより踏み込んだ対応を行うことが重要である。また、予算として公募している施設についても、現時点の需要のみで建設を進めた場合は将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の人口減少や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要があるかどうかについても検証した上で、予算をより精緻なものとする必要がある。

(15) 高齢者福祉施設等施設整備費補助事業

① 当初予算と決算額との乖離について【意見 3-15-1】(報告書 87 頁)

高齢者福祉施設等施設整備費補助事業は下表のとおり、過去3年以上にわたり当初予算額と最終的な決算額に大きな乖離が生じており、さらに年々乖離額が拡大している。

<最近3年間の当初予算額と決算額の状況>

(単位：千円)

決算額	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算額	1,227,963	1,115,900	1,641,434
決算額	687,353	232,866	540,486
乖離額	540,610	883,034	1,100,948

適切な予算の策定は目標の設定及びその目標に向けた具体的な計画を設定する上で重要であるとともに、対象年度が終了した後は予算と決算額の乖離を比較分析することにより、翌年度からの取組に向けた有用な情報を得ることができると考えられる。高齢者福祉施設等施設整備費補助事業において決算額が当初予算額を下回っている主な要因は、公募における応募者不足や工期の遅れ等により当初予算時に見込まれていた整備計画が延期や中止となったためであるが、通常、予算額と最終的な決算額にこのように大きな乖離が生じている状況では予算管理を適切に行うことは極めて困難であると言える。そのため、少子高齢局高齢政策課はより実態を反映した予算を策定するために、予算積算内訳の案件ごとに実情を聴取する等により、その実現可能性をより慎重に見積もったうえで、予算の積算をするべきである。

少子高齢局高齢政策課によると、当該事業の目的は介護保険事業支援計画に基づき施設整備を行っていくことであり、必要整備数を確保するためには、県としては整備計画に対する予算の十分な確保が必要と考えている。そのため、当初予算額については、以下の要因等により乖離が生じているものの、県としては、予算不足により介護保険事業支援計画に基づいた円滑な施設整備が滞ることが無いように策定している。

- (i) 当初予算の編成作業は、前年度の秋頃から開始しており、円滑に施設整備を進めるために、その時点において計画のある整備案件については当初予算で計上している。
- (ii) 当初予算編成後における事業計画の遅れ等は予測不可能であるため、市町による公募不調等で事業が延期又は中止となり、事業計画の遅れが発生した整備案件については2月補正予算で減額補正しており、補正予算と決算額には大きな乖離は生じていない。
- (iii) 翌年度繰越分については、工事の進捗の遅れに伴うものであり、当該年度内の執行はできていないものの、次年度以降に執行している。

もし、介護保険事業支援計画に基づいた施設整備のために、計画のある整備案件に対して予算不足となることが無いように全額当初予算として計上することが必要なのであれば、それぞれの整備案件が計画どおり実行されるためにより一層、県として働きかけることで決算額と予算額の乖離を縮小することに取り組む必要があると考える。そのためには、案件ごとに中止及び延期となっている原因を確認及び分析し、例えば公募不調が原因であるならば、今後は応募者がより応募しやすい環境づくりに取り組むことや、応募可能性がある事業体に対して個別に働きかけを行う等のより踏み込んだ対応を行うことが重要である。また、予算として公募している施設についても、現時点の需要のみで建設を進めた場合は将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の人口減少や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要があるかどうかについても検証した上で、予算をより精緻なものとする必要がある。

(16) 軽費老人ホーム運営費補助事業

① 補助対象施設からの報告書類の審査方法について【意見 3-16-1】(報告書 92 頁)

軽費老人ホーム運営費補助事業における補助額は、施設毎に国で規定されたサービス利用料（職員人件費等）から入居者負担分を控除した額で決定される。そのため、県補助額の決定には入居者負担分の算定が重要となり、各補助対象施設はその実績金額を県に報告している。県はこの各施設から報告される入居者負担分を検証するために審査を実施しているが、個々の入居者負担分の厳密な確認までは実施しておらず以下の観点から施設全体について検証する方法によっている。

- (i) 施設の性質上、年金収入のみ等の低所得者が多くいることから、個々の収入階層区分にさほど大きな変動は生じない。
- (ii) 施設の性質上、短期的な利用ではなく、長期入所を目的とした利用となるため、入所者の入れ替わりもさほど頻繁に生じるものではない。
- (iii) (i) 及び (ii) を考慮した上で、入居者負担分は前年度報告分や法人決算資料より、妥当性を確認している。

審査方法はその有効性と効率性を勘案して決定されるものであり、上記方法が一概に否定されるものではないが、現状の審査方法は主に前年度までの情報を重視した方法となっているため、長期にわたる集計誤りや不正な報告を発見できない可能性がある。そのため、実施可能な範囲で毎年一部の施設を対象として個々の入居者負担分の根拠となる資料の確認を実施するといった、少なくとも集計誤りや不正な報告があった場合には数年内で発見される審査方法を構築することが望ましい。

(17) 介護給付費県費負担金

① 市町からの報告書に対する審査方法について【意見 3-17-1】(報告書 95 頁)

県が負担する介護給付費等の額の保険者は41市町であるが、担当所管課での当該41市町からの介護給付費負担金実績報告書に対する審査方法について、現状は、国が例示として示しているチェックリスト「介護給付費負担金実績報告におけるチェック表」を使用している。

少子高齢局高齢政策課によると、当該チェックリストの運用に対する具体的な規程が存在しないため、例えば、チェック項目に対するサンプル数やチェック方法、チェック結果について県担当者毎に個人差が生じている可能性がある。また、当該チェックリストの保管に対する具体的な規程が存在しないため、チェックリストに実施結果及び実施日付、実施者の記載がない場合があり、また、チェックリスト自体も網羅的に保管されていない可能性がある。

チェックリストの使用・保管方法について担当所管課でルールを策定し、具体的には、チェックリストに実施者名や結果を必ず記載することや実施後のチェックリストについて一定期間の保管を定めること、さらにはチェック項目についてどの程度確認すれば可とするかの程度を統一することにより、介護給付費負担実績報告書に対する査閲作業についての個人差が解消され、当該業務が効果的かつ効率的なものとなる。また、チェックリストの保管により過去のエラー実績を蓄積することができ、今後の報告書の誤謬発見に活かされる。さらには、市町においても報告書等チェック資料が更に精緻化され、チェック資料の準備の効率化に資するものと考えられる。

(18) 生活保護事業

① 生活保護費等弁償金の収入未済について【意見 3-18-1】(報告書 98 頁)

不正に生活保護費を受給した受給者に対する債権である生活保護費等弁償金の平成25年度から平成30年度までの推移について、下表のとおり、平成29年度までは年々増加してきたが、平成30年度は、本庁における各健康福祉事業所別の「生活保護費等弁償金収入未済一覧」による管理を強化し、その交渉内容及び回収状況を個別にフォローするなどの取組により回収額及び回収率が向上した結果、収入未済額は前年度比で減少したが、平成25年度と比べると依然高い水準のままである。

<収入未済額及び回収率の推移>

(単位：千円)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
収入未済額	2,613	3,397	4,109	4,315	5,135	4,623
回収率	84.0%	85.9%	80.9%	80.4%	86.1%	84.5%

収入未済一覧には、調定額に対し収入済額が0ないしは調定額に対して収入済額が少額であり、納付期限が切れてから1年以上経過しているにもかかわらず、そのような債務者

に対して1度も催告を実施していない、あるいは最後の催告から長期間経過しているような債務者が散見される。またそのような債務者に対して、内容証明郵便による催告や差押え等の法的措置の検討が十分に実施されていない。

「生活保護費等弁償金に係る債権管理マニュアル」には、長期間、滞納が続く者への対応として、「概ね1年以上の滞納が続き、催告にも一切応じない等返済の意思がないと認められる債務者に対しては、本庁生活支援課に協議の上、支払催告等の法的措置を検討する。」また、「長期間、滞納が続く者のうち、特に悪質であると思われる場合には、必要に応じて、法的措置を行うことがある旨の警告文を挿入した催告状を債務者宛に送付する。必要に応じて、内容証明郵便の活用をはじめとする効果的な催告等も検討すること。」の旨記載されており、上記に該当する債務者に対しては、法的措置の実施を検討することが求められている。

上記法的措置の検討も含め、当該規程の厳格な運用により、回収困難な債務者とその他の債務者とを明確にすることで回収交渉の実効性と効率性を高めつつ、回収額及び回収率を向上していくことが望まれる。

② **年金等無申告による不正受給について【指摘 3-18-2】**（報告書 99 頁）

生活支援課では生活保護費の不正受給防止のために、厚生労働省発行の「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」「生活保護に関する不正事案への対応について」の記載事項を厳格に実施していることから、その結果として、不正受給の発生件数については下表のとおり平成28年度の32件をピークに平成30年度は17件と減少傾向にある。

< 要因別不正受給の推移 >

(単位：件数)

	稼働収入 無申告	稼働収入 過少申告	年金等 無申告	その他	合計
平成26年度	6	2	7	4	19
平成27年度	9	0	3	5	17
平成28年度	11	3	13	5	32
平成29年度	9	4	6	8	27
平成30年度	2	1	10	4	17
合計	37	10	39	26	112

不正受給には、稼働収入無申告、稼働収入過少申告、年金収入等無申告がその主な内容としてあげられる。稼働収入無申告、稼働収入過少申告の要因による不正受給は減少傾向にあるが、年金収入等無申告の要因による不正受給については平成30年度においても不正受給全体の大半を占めており減少しているとは言えない。

生活支援課によると、年金収入等無申告の不正受給の主たる要因は、年金の繰上げ受

給や遺族年金といったものであり、最も一般的な年金である65歳から支給される老齢年金については年齢から新たに対象となる被保護者を個別で確認することにより不正受給につながるケースは少なく、繰上げ受給といった受給者の年齢だけでは年金収入有無を予測することが難しい場合が多い。また、厚生労働省発行の「課税調査の徹底及び早期実施について」には、「生活保護実施機関において、被保護者の収入の状況を把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること」と記載されており、その調査の際には年金収入の有無が把握できるため同じ被保護者の年金収入等無申告による不正受給が1年超継続することはないとのことである。

他方、年金収入については県が年金事務所にお問い合わせすることで、被保護者がその時点で年金を受給しているかどうかを把握することが可能であるが、県から年金事務所に対して個別の問い合わせは基本的に実施していない。年金収入等無申告の不正受給を防止するための情報はすべて行政機関間で保有していることから、今後は年金事務所との連携方法を工夫することにより、生活保護受給者を対象にした年金受給の有無やその額を県側が効率的に把握できる仕組みを構築することによって、年金収入者による不正受給の発生を防止すべきである。なお、令和元年10月30日より本格運用開始された、マイナンバー制度における情報連携を活用し、生活保護受給者の年金情報を把握することも有効な方法だと考えられる。

(19) 母子家庭等医療費給付事業

① 市町からの補助金申請書に対する審査方法について【意見 3-19-1】（報告書 102 頁）

母子家庭等医療費給付事業における助成額は、各市町から提出される補助金申請書に基づいて決定される。そのため、適正な助成額の決定には正確な補助金申請書の作成が重要となるため、県では補助金申請書の作成方法を詳細に記した「福祉医療費助成事業補助金等にかかる事業実績報告書作成上の留意事項」を市町に渡し、正確な補助金申請書の作成を支援している。また、県側でも補助金申請書が留意事項に従って作成されているかを審査するとともに、担当者によっては同規模の他市町等と比較して、1人当たり医療費に異常値がない等を確認することで、市町の集計誤り等の防止に努めている。

県によるとこれらの取組によって補助金申請書の作成誤りは適時に発見されており審査が有効に機能しているとのことであるが、その審査方法が文書によりルール化されおらず各担当で均質な審査が実施されているかどうかを確認することができなかった。有効な審査方法が担当者が変更した場合や、複数の担当で実施しても継続されるためには、審査方法について文書によりルール化する必要がある。

(20) 民間社会福祉施設運営支援事業

① 交付に関する審査の適切性について【指摘 3-20-1】(報告書 108 頁)

民間社会福祉施設運営支援事業では、保育の質向上のための処遇改善として、以下の①又は②の「経験年数」、「研修」、「職位」を満たす単独加配職員を一定数配置した保育所等に対して、保育士の処遇改善を目的とする補助金を支給している。

	経験年数	研修	職位
①	概ね 3 年以上	1 分野以上	職務分野別リーダー等
②	概ね 7 年以上	4 分野以上	副主任保育士等

しかしながら、保育所が県へ提出した申請書を確認したところ、「経験年数」を記載する箇所が空欄となっている申請書があり、補助要件を満たしているかの判断を適切に実施できていない。県は申請者に対して申請書様式に従った記載を求めるとともに、申請者が「経験年数」についても要件を満たしていることを確かめる必要がある。

② 交付金の目的を達成しているかの確認【意見 3-20-2】(報告書 108 頁)

民間社会福祉施設運営支援事業は、利用者処遇に直接影響のある施設職員を配置基準以上に配置している民間社会福祉施設に対して、人件費を支援することにより、利用者の処遇の向上を図ることを目的としている。当該事業における交付金のうち、保育の質の改善のための補助金である「保育所等のみを対象としている補助金」については、補助対象の施設で勤務する職員の処遇を直接的に改善することを目的としており、処遇改善等加算Ⅱを満たす者の処遇改善に充てることが定められている。

しかしながら、県が交付決定に際し、提出を求めている事業計画書・実績内訳書・職務分野別リーダー等名簿・副主任保育士等名簿では、保育従事者一人一人の処遇の改善状況を確認することができず、交付金が目的以外に使用されていることを否定できない。

そのため、県は保育所等に交付金がどのように使われたかの報告及び裏付資料を求める等により、交付金が保育従事者の処遇の改善に使われたことを確認すべきである。

③ 保育所等からの申請書に対する審査方法について【意見 3-20-3】(報告書 109 頁)

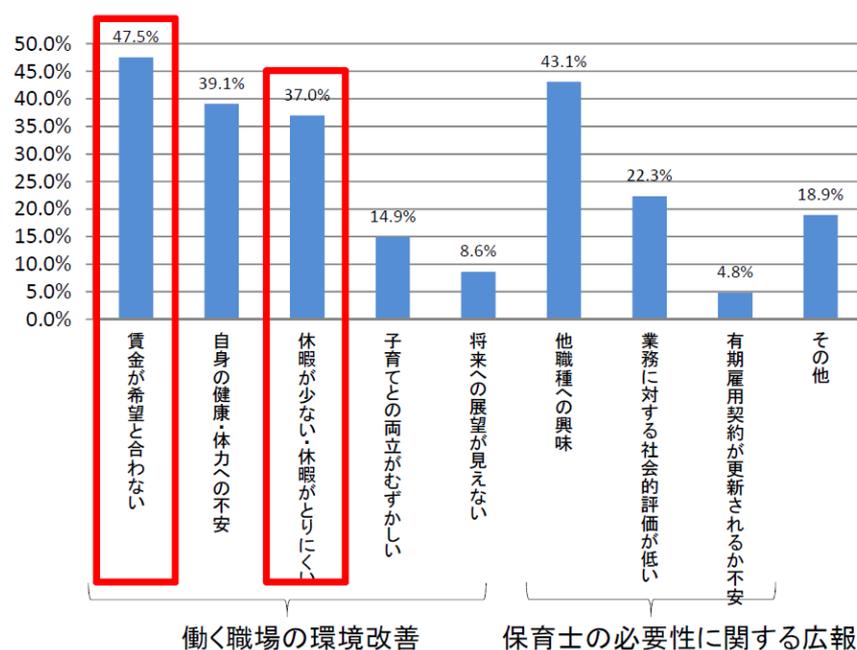
保育の質の改善のための補助金である「保育所等のみを対象としている補助金」について、県は申請者から提出された申請書類である事業計画書・実績内訳書・職務分野別リーダー等名簿・副主任保育士等名簿の審査を行い交付の決定をしている。県では、前年度申請等との大幅な乖離が認められる場合には、施設所管課や施設担当者に聞き取りを行うことで補助金の適切性について確認しているが、申請書類の内容について根拠となる証憑の確認までは実施しておらず、申請書類に勤務実態のない保育従事者を記載すること等による、補助金の不正受給が行われた場合に十分に発見できる仕組みとなっていない。

審査方法はその有効性と効率性を勘案して決定されるものであり、上記方法が一概に否定されるものではないが、現状の方法では、不正な報告を発見できない可能性がある。そのため、実施可能な範囲で毎年一部の施設を対象として個々の職員が存在について給与台帳等の根拠となる資料の確認を実施するといった、少なくとも不正な報告があった場合には数年内で発見される審査方法を構築することが望ましい。

④ 潜在保育士の活用について【意見 3-20-4】（報告書 109 頁）

厚生労働省から平成29年4月に公表された「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』にむけて」にあるように、全国の平成29年2月の保育士の有効求人倍率は2.66倍であり、また、毎年増加傾向にあり人材不足の現状が続いている。

< 保育士としての就業を希望しない理由（複数回答） >



保育士としての就業を希望しない原因・理由のうち働く職場の環境改善に関する項目としては、「賃金が希望と合わない」が最も多く、「休暇が少ない・休暇がとりにくい」ことなどが挙げられている。

兵庫県においても同様に、保育士登録者数に対して勤務保育士数は35%程度で推移しており、潜在保育士が多く存在している。【意見3-5-1】において保育施設を公募しているものの公募見込がなく中止となる案件が多々あるが、その要因の一つに保育士不足が挙げられており、兵庫県においても潜在保育士の職場復帰が急務である。

< 保育士の就業率（潜在保育士数）（70歳未満） >

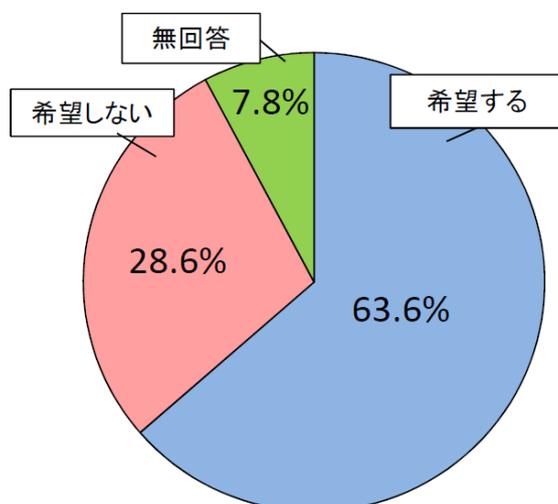
区分		H28. 10	H29. 10
保育士登録者数（70歳未満）	①	59,707	63,206
勤務保育士数（※1）	②	19,605	21,351
潜在保育士数	③（①-②）	40,102	41,855
保育士就業率	④（②/①）	32.8%	33.8%

※1 勤務保育士数は厚労省「社会福祉施設等調査」による保育施設（※2）に従事する保育士数（実数）（各年10月1日現在）

※2 「保育施設」は保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模保育事業

下表のように、保育所としての就業を希望しない理由が解消した場合、63.6%が保育士として就業することを希望するという調査結果があることから、保育士へのよりいっそうの処遇改善や勤務環境の改善への取組が必要である。

< 就業を希望しない理由が解消した場合の保育士への就業希望 >



(注)回答者1人当たりの希望しない理由選択数が3.7と多岐に渡っていることに留意が必要。

(21) 国民健康保険保険基盤安定負担金事業

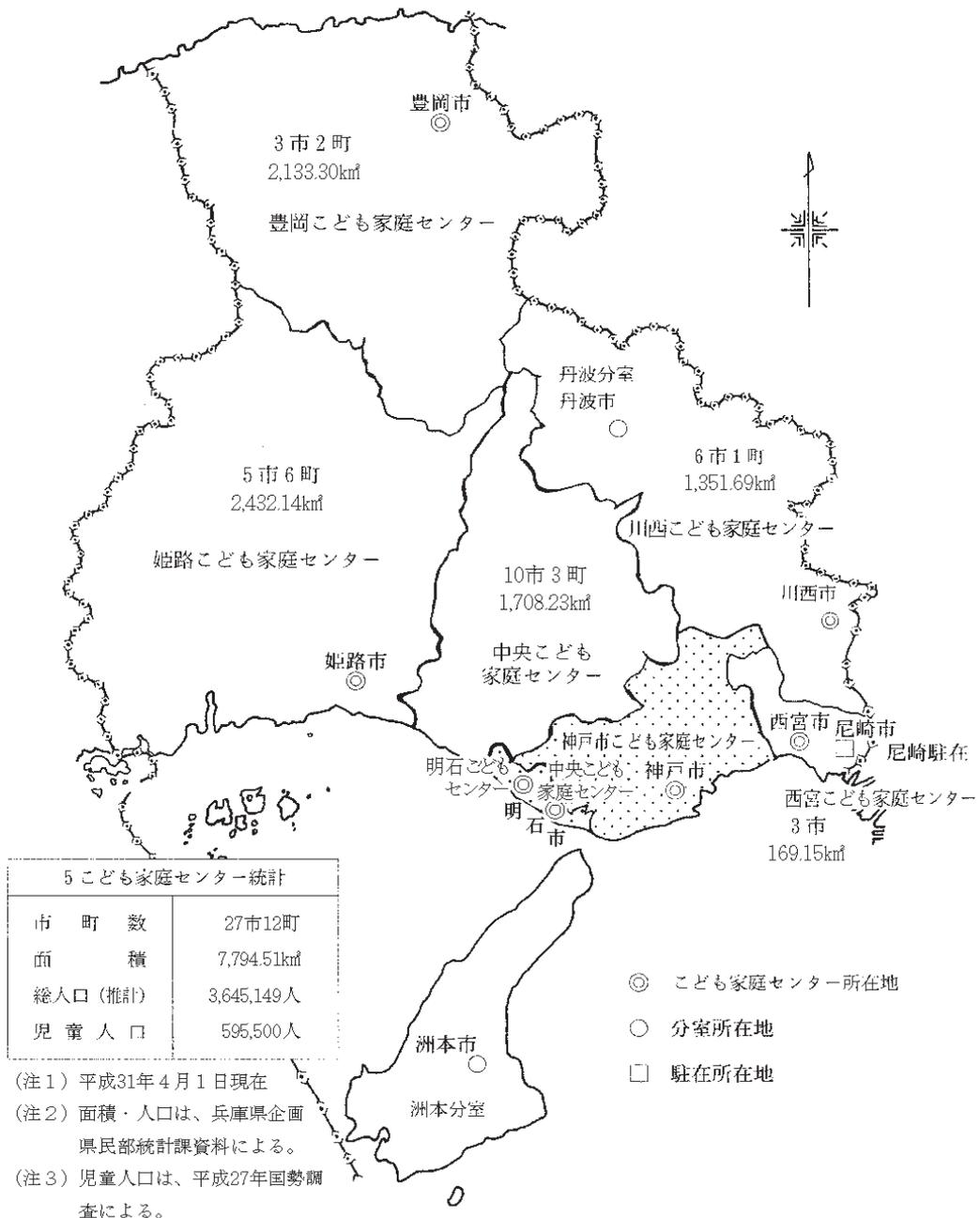
特に記載すべき事項はない。

(22) その他

① こども家庭センターの職員数不足について【意見3-22-1】(報告書115頁)

兵庫県には、児童福祉法第12条に基づいて、児童福祉行政の専門機関(児童相談所)であるこども家庭センターが5か所設置されている。なお、神戸市(政令指定都市)・明石市(中核市)は、独自に児童相談所を設置している。

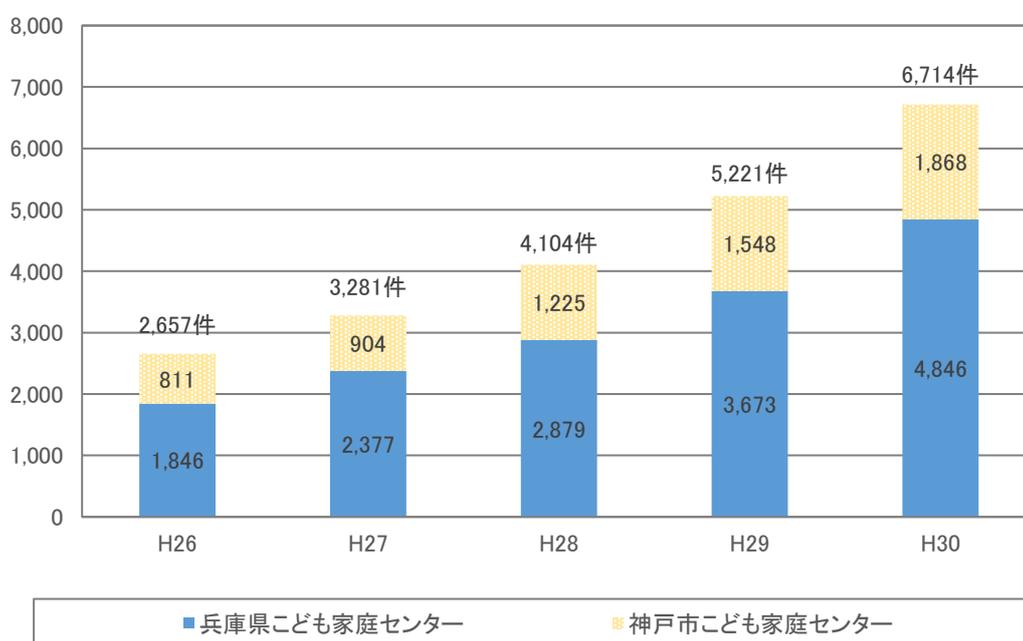
<こども家庭センター>



こども家庭センターでは、虐待相談、保健相談等の相談を受け付け、調査を行い、一時保護が必要と判断された場合には、一時保護を行い、その後、各事案について援助方針を決定し、在宅指導や児童福祉施設入所措置等の援助を実施している。

目黒区の虐待事案等、昨今児童虐待に対する世間の関心は高まっている。それに伴い住民からの通報が増加し、児童相談所での児童虐待対応件数も急増している。平成29年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待件数は133,778件あり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の11.5倍となっている。兵庫県の児童虐待相談の状況も同様に増加しており、こども家庭センターで受け付けた児童虐待相談件数は、平成30年度6,714件と平成23年度の2,272件と比較すると3.0倍になっている。

＜こども家庭センターにおける虐待相談受付件数年次推移＞



こども家庭センターの職員の増員を図ってきたものの、児童虐待対応件数が急増しており、一人当たりの負担が増加している。児童虐待について取り上げられる機会が多くなり、今後も児童虐待相談件数が増加すると予想されるため、各案件に十分な対応が出来るような体制とする必要がある。

② 一時保護所の定員数不足について【意見 3-22-2】(報告書 117 頁)

児童虐待に対する世間の関心が高まって相談が増加しており、従来見落とされていた児童の早期発見につながっているが、一時保護所の定員数は増加しておらず、平成 30 年 4 月 1 日時点において、兵庫県の児童人口 1 万人当たりの保護所定員数は 0.83 人とワースト 2 位となっている。

<保護所定員等の比較>

(平成 30 年 4 月 1 日時点)

No	都道府県名	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人 あたりの定員数 (A)／(B)	No	都道府県名	定員数(A) H30.4.1	児童人口(B) (単位:万人)	児童人口1万人 あたりの定員数 (A)／(B)
1	北海道	164	38.7	4.24	25	滋賀県	32	20.3	1.58
2	青森県	15	14.8	1.01	26	京都府	44	15.1	2.91
3	岩手県	40	15.0	2.67	27	大阪府	86	68.6	1.25
4	宮城県	30	15.7	1.91	28	兵庫県	40	48.2	0.83
5	秋田県	23	10.6	2.17	29	奈良県	20	16.8	1.19
6	山形県	26	13.5	1.93	30	和歌山県	25	11.6	2.16
7	福島県	48	22.8	2.11	31	鳥取県	26	7.3	3.56
8	茨城県	30	36.4	0.82	32	島根県	57	8.6	6.63
9	栃木県	25	25.2	0.99	33	岡山県	24	15.0	1.60
10	群馬県	36	25.0	1.44	34	広島県	36	20.9	1.72
11	埼玉県	120	74.6	1.61	35	山口県	18	17.0	1.06
12	千葉県	115	64.0	1.80	36	徳島県	12	8.7	1.38
13	東京都	213	151.8	1.40	37	香川県	20	12.2	1.64
14	神奈川県	80	44.2	1.81	38	愛媛県	36	16.9	2.13
15	新潟県	50	17.7	2.82	39	高知県	31	8.3	3.73
16	富山県	20	12.8	1.56	40	福岡県	90	35.8	2.51
17	石川県	28	8.9	3.15	41	佐賀県	14	11.6	1.21
18	福井県	31	10.2	3.04	42	長崎県	34	17.7	1.92
19	山梨県	24	10.3	2.35	43	熊本県	25	13.8	1.81
20	長野県	30	26.9	1.12	44	大分県	22	14.6	1.51
21	岐阜県	36	10.2	2.35	45	宮崎県	60	14.9	4.03
22	静岡県	40	28.6	1.40	46	鹿児島県	31	22.0	1.41
23	愛知県	78	74.0	1.05	47	沖縄県	44	24.7	1.78
24	三重県	35	23.3	1.50					

こども家庭センターにて受け付けた案件のうち、実際に虐待の可能性が認められた場合において、虐待につながる各家庭の要因が解消されるまで児童を保護する必要があるが、他都道府県と比較して、兵庫県の児童人口1万人当たりの保護所定員数が少ない状況である。

また、平成5年に兵庫県が所管する一時保護所を1か所に統合したが、一時保護所の定員数を超える場合や、各こども家庭センターからの距離的な問題及び移送に伴う負担がある場合は、保護対象となる児童を民間の児童養護施設等で対応している。

昨今の児童虐待による事件を背景に、平成30年7月20日厚生労働省は「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について(依頼)」を公表し、国は中核市程度の人口規模等を有する自治体に対して児童相談所等の設置を求めるとともに、市の児童相談所及び一時保護所の整備への支援を都道府県等に求めているが、現在、政令市である神戸市の他、兵庫県内の中核市で一時保護所を設置しているのは明石市のみである。

虐待された児童を迅速に安全に保護するために、児童人口1万人当たりの保護所定員数が他都道府県と遜色のない水準にまで定員数を増やすだけでなく、各中核市における一時保護所の設置や、こども家庭センターに一時保護所を併設等により、県内の各地域に一時保護所(一時保護委託先)を確保する必要がある。

4. 健康福祉部が所管する出資団体(2出資団体)に関する監査の結果

(1) 兵庫県社会福祉事業団

特に記載すべき事項はない

(2) 兵庫県社会福祉協議会

① 兵庫県社会福祉協議会が実施する生活資金貸付金制度について【意見 4-2-1】(報告書 135頁)

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や兵庫県社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度である。また、この制度は国が全国一律に定めた制度であり、各都道府県を通じて社会福祉協議会に補助金として支出されている。

平成26年度包括外部監査においては、当該貸付制度において国からの補助金であるその原資のうち半分以上が貸付制度として利用されずに現金預金及び有価証券等の運用財産となっていた。

今回の包括外部監査の対象となった平成31年3月31日現在においても下図のとおり、貸付金の原資である国庫補助金等特別積立金191億円のうち、半分以上が現金預金16億及び有価証券88億円等の運用財産となっており、貸付金制度として利用されているのは84億円に留まっている。

本貸付制度は兵庫県社会福祉協議会のウェブサイト等により紹介されているが、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとしてより多くの必要な者に貸付される必要がある。

なお、原資の保有基準については、今後、国から示されることになっているので、その保有基準を踏まえ、制度の需要に対して、原資の金額が過剰と考えられる場合においては、余剰財産を各社会福祉協議会で運用するのではなく、国において資金を一括して管理するなど、その有効活用を図る必要がある。

＜生活福祉資金会計 貸付金原資と貸付金の関係（平成31年3月31日）

（単位：億円）

貸付金		貸付金原資	
貸付事業貸付金	35	国庫補助金等特別積立金 (貸付金原資)	191
長期滞留債権	49		
計	84		
運用財産			
現金預金	16		
有価証券 (兵庫県住宅供給公社債 78) (兵庫県道路公社債 10)	88		
その他	3		
計	107		

＜資金の種類と貸付条件一覧＞

資金の種類		貸付限度額	資金使途	貸付利子	措置期間	返済期間
福祉 資金	福祉費	580万円以内 ※使途(資金の目的)により、目安となる額・期間が定められている。	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯が日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる経費 ・日常生活を送る上で必要な福祉機器の購入にかかる費用 ・障害者の通院、通所等に使用する自動車の購入にかかる費用 ・住宅のバリアフリー化等の増築、改築、拡張、補修、保全にかかる費用 ・疾病の療養に必要な経費など	無利子 (但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%)	6ヶ月以内	20年以内 ※使途(資金の目的)により期間が定められている。
	緊急小口資金	10万円以内	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	無利子	2ヶ月以内	8ヶ月以内
教育 支援 資金	教育支援費	高校 月額3.5万円以内 短大等 月額6万円以内 大学 月額6.5万円以内	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大及び専修学校を含む)等に就学するのに必要な経費	無利子	卒業後 6ヶ月以内	20年以内
	就学支度費	50万円以内	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大及び専修学校を含む)等への入学に際し必要な経費			
総合 支援 資金	生活支援費	二人以上の世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な費用	無利子(但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%)	最終貸付日から 6ヶ月以内	10年以内
	住宅入居費	40万円以内	同世帯の住宅の賃貸契約を結ぶための費用			

	一時生活 再建費	60万円以内	同世帯の生活を再建するために一時的に 必要な費用			
不動産 担保型 生活 資金	不動産 担保型 生活資金	不動産土地評価額 の7割 月額30万円以内	一定の居住用不動産を有する高齢者世帯 に、当該不動産を担保として生活費を貸し 付ける資金	3%、又は 毎年4月1 日時点の 長期プライ ムレートの いずれか 低い方	契約 終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時
	要保護世 帯向け 不動産 担保型 生活資金	不動産土地評価額 の7割 (集合住宅は5割)	一定の居住用不動産を有する要保護高齢 者世帯に、当該不動産を担保として生活 費を貸し付ける資金			

第3章 総合意見

1. 監査の視点

「平成」の時代が終わり、新たな元号として「令和」の時代が始まった。平成の時代、日本は幸運にも大きな戦争に巻き込まれることがなかった一方で、急激な少子高齢化と人口の減少を同時に迎えるという世界でも経験のない難局に立つこととなった。少子高齢化及び人口の減少は、労働力の不足、医療・介護需要の増大、現役世代の経済的負担の増加など、社会や国民の生活に深刻な影響を及ぼすことが予想される。一方で日本の財政は、自己負担の増加を嫌いながら社会サービスの拡充を渴望し続けることに慣れた国民の圧力に蝕まれた結果、平成の30年間で政府債務は拡大し続け、今やこの難局を大胆な財政出動により対応することは困難となった。このような状況の中でこれを乗り越え希望を持てる社会を創るためには、限られた財政資源を有効的・効率的・経済的に使うことが不可欠である。

兵庫県の人口も平成21年の560万人をピークに減少局面を迎えており、今後の人口の見通しでは、人口対策をしなかった場合に令和12年には人口が507万人にまで減る推計となっている。そのため、兵庫県は県民主役・地域主導の下で、兵庫が目指すべき社会像とその実現方向を描いたビジョンとして「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」を策定し、高齢者、障害のある人、子ども・若者・子育て世代の人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会の担い手として活躍できる社会の創造を推進して明るい少子高齢化社会を創ることを目指している。他方、兵庫県の歳出決算（一般会計）における社会保障関係費は平成28年度289,093百万円（平成28年度歳出全体の15.5%）、平成29年度301,224百万円（平成29年度歳出全体の16.3%）、平成30年度305,361百万円（平成30年度歳出全体の17.1%）となっており、財政を圧迫しながら拡大を続けている。

今回の監査においては、上記ビジョンに基づき健康福祉部（福祉部長所管）が取り組んでいる各事業が、県の厳しい財政状況の下で、適切に財務事務の執行や効果的かつ効率的な事業管理を行い十分な成果を得られているかという視点で監査を実施した。また、出資団体については平成26年度に実施された包括外部監査の結果に係る措置結果の状況を確認することにより出資団体が適切に経営管理され、効率的・効果的な運営が行われていることを確認した。

今回の監査の中で私が最も関心を寄せたことは、社会福祉施設等の受入数拡大が喫緊の課題である中で高齢者及び保育施設の整備が計画どおりに進んでいないという点である。以下、施設整備に関する意見を中心に令和元年度包括外部監査結果を総括したい。

2. 監査結果のまとめ

(1) 施設整備事業予算の執行状況について

兵庫県は利用者ニーズの高まりを受けて、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に基づいた保育施設の整備及び「介護保険事業支援計画」に基づいた高齢者施設整備を進めている。少子高齢化・人口減少が進む中で早急な施設整備による受け入れ人数の拡大が不可避であるが、今回の監査の対象とした保育施設及び高齢者施設の整備にかかる事業予算の執行状況は以下のとおりであり、保育所緊急整備事業費補助【意見 3-5-1】、認定こども園整備事業【意見 3-6-1】、地域介護拠点整備補助事業【意見 3-14-1】、高齢者福祉施設等施設整備費補助事業【意見 3-15-1】において記載したとおり、すべての事業で予算額に対する執行額の割合が50%を下回っており、計画に対して十分な整備が進んでいない。

＜施設整備事業の平成30年度予算と最終的な執行額＞

(単位：千円)

事業名	予算額	執行額	執行率
保育所緊急整備事業費補助	2,153,610	1,019,695	47.3%
認定こども園整備事業	1,399,507	311,169	22.2%
地域介護拠点整備補助事業	4,557,202	1,799,637	39.5%
高齢者福祉施設等施設整備費補助事業	1,641,434	540,486	32.9%

兵庫県によると、これらは公募における応募者不足や工期の遅れ等により予算時に見込まれていた整備計画が延期されたり中止されたりした結果であり、県としては計画に基づいた県民ニーズに応じていくために予算不足により施設整備に支障が生じることを防ぐため、当初予算編成時点において計画のある整備案件について予算計上していることが要因である。このように執行額が予算額を大きく下回っている状況は上記すべての事業において3年以上継続しており、施設整備による受け入れ人数の拡大が急務となっている状況を鑑みれば、県は予算を確保することだけで満足せず、予算時に見込んでいた整備が計画どおり実行されるために、率先して延期及び中止となった案件について原因を確認及び分析し、それらに対応したきめ細かな施策をとるべきである。

(2) 保育士及び介護人材不足の対策について

施設整備が進まない要因のひとつに保育士及び介護人材不足がある。以下のとおり兵庫県における保育士及び介護人材の有効求人倍率は拡大の一途を辿っており、施設整備を計画している事業者にとっては、施設の創設や増築した後に十分なスタッフを集める見込みが立たないことが整備に踏み切れない大きな要因となっている。

<兵庫県の保育士及び介護人材の有効求人倍率推移>

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保育士(※1)	2.01 倍	2.51 倍	2.81 倍	3.78 倍
介護人材(※2)	3.22 倍	3.71 倍	4.05 倍	4.14 倍

※1 資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」、毎年1月時点数値

※2 資料出所：兵庫労働局「一般職業紹介状況」、毎年9月時点数値

そのため、いくら施設整備の予算を十分に確保したところで、このような、事業者が施設整備に踏み切れない要因に対して十分な対策を講じていかない限り、計画どおりの整備を進めることは難しいと予想される。特に、保育士及び介護人材不足については、【意見 3-20-4】に記載した保育士登録がありながら、勤務保育士としての業務に従事していない潜在保育士が多数おり、同様のことが介護人材においても生じている。潜在保育士や介護人材の中には働く職場の環境が希望に沿えば就業を希望する者もあり、兵庫県としても民間社会福祉施設運営支援事業等により社会福祉従事者の処遇を改善し彼らが働きたいと思える環境づくりに取り組んでいるが、【意見 3-20-2】に記載のとおり、事業が目的を十分に達成しているかの確認が不十分である。

兵庫県においては、現在の深刻な働き手不足の状況を受け、既に実施している事業の効果を十分発揮させることに加え、さらに多くの方が社会福祉に携わりたいと思うような施策を検討すべきである。それも他の都道府県から働き手を集めるといった限られたパイを奪い合うだけでなく、潜在人員を呼び起こし、さらには新たな人材が保育士や介護人材として働きたいと思えるような他の都道府県の実例となる大胆な施策を期待したい。

本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が加速する中で、生産年齢人口確保のためにも高齢者及び子ども受入施設の整備は既に遅れが許されない正念場を迎えている。兵庫県においても、保育士及び介護人材不足といった施設整備の妨げとなる要因にきめ細かく対応することが求められており、それは兵庫県が目指す高齢者、障害のある人、子ども・若者・子育て世代の人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会の担い手として活躍できる社会の創造を推進することにつながると考える。

(3) 施設整備における維持管理の観点について

兵庫県では、需給予測のうえ高齢者及び保育施設の整備を進めているが、少子高齢化・人口減少が進む中では、高齢者及び保育を必要とするこどもの数も将来的には減少することとなる。そのため、現在の需要を重視して施設の創設や増築を進めた場合には将来的には過剰となる恐れもあるため、今後の人口減少や施設の維持管理費用を見据えて、長期的な需要を慎重に分析した上で整備を進めていく必要があり、新規施設の整備のみでなく既存施設の余力を活用することも重要である。県の単独事業として実施している保育定員弾力化緊急支援事業は既存の保育施設の受入人員の拡大を支援する事業であり、有効な取組と考える。当該事業は平成 30 年度から令和 2 年度までの緊急支援事業であり、【意見 3-7-1】に記載のとおり、平成 30 年度は 500 人の受入数拡大を目標としていたところ、実績は 34 人に留まっている。このような事業に大胆に予算を配分し実施期間を延長した上で、継続的に既存施設の有効利用に取り組んでいくことが必要ではないか。

また、新規施設の建築を優先することで、既存施設の防災を含む安全面を後回しすることがあってはならない。その点、今回の監査で発見した保育施設の耐震改修状況【指摘 3-6-2】は残念であった。以下のとおり平成 29 年 3 月 31 日時点において新耐震基準導入(昭和 56 年)以前に建築された 244 棟のうち耐震診断未実施で耐震対応未完了の施設が 112 棟あり、耐震診断は実施しているが耐震対応が未完了となっている施設が 7 棟存在していた。

＜新耐震基準導入(昭和 56 年)以前に建築された保育施設の耐震対応状況＞

(平成 29 年 3 月 31 日時点)

	耐震対応未完了		耐震対応完了	合計	【参考】	
	耐震診断未実施	耐震診断実施済			昭和 57 年以降建築	合計
施設数	112 棟	7 棟	125 棟	244 棟	558 棟	802 棟
割合(※)	45.9% (14.0%)	2.9% (0.9%)	51.2% (15.5%)	100% (30.4%)	— (69.6%)	— (100%)

(※) 下段は、【参考】昭和 57 年以降建築の施設を含めた割合

平成 7 年に阪神・淡路大震災を経験した我が県において、子どもを預かる保育施設がいまだ耐震基準を満たしていないということは県民感情からして受け入れられることではない。震災から 25 年が経過し、新耐震基準導入前の施設の耐震性がさらに懸念される状況において、耐震診断さえ未実施である保育施設が数多く存在することは問題である。兵庫県によると耐震改修については建築物の所有者の努力義務であり、保育施設の管理監督責任は一義的には市町にあるとのことであるが、兵庫県としても子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を図ることが責務であることから、早急に保育施設の耐震性に対する不安の改善に取り組むべきである。

限られた財政資源を有効に使うことを考えたとき、既存施設の防災を含む安全面での対応

を置いて、新規施設の建築の助成が行われていないか、また、新規施設の建築の助成を進める場合でも、将来に向けての維持可能性は十分かを考慮することが大切である。

(4) おわりに

平成 24 年に決定された「社会保障・税一体改革」に基づき社会保障の充実化・安定化を目的として、令和元年 10 月から消費税等が 10%となり、国としても兵庫県としても社会保障の財源が増えることとなった。しかし、今回の増税によって、平成 24 年に決定された一連の消費税等の引き上げは終わることとなる。一方で、既に本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が加速する中では、今後社会保障費が増大し続けることが明白であり、限られた財政資源を有効的・効率的・経済的に使うことの重要性は一層高まっている。

兵庫県においては、足元の県民ニーズが高い中で、人材を確保しつつ、社会福祉施設等整備の推進は不可避であり、計画に沿った実行が求められる。またその一方で、既存施設の安全面への考慮や長期目線で新規施設の維持可能性の視点を持ち持続可能な社会福祉サービスを維持することが重要であると感じている。

以 上